

参議院議員選挙から不在者投票の投票用紙等の

請求が便利に！

オンライン請求ができるようになります！

～横浜市初、マイナンバーカードを活用した横浜市電子申請・届出システムによる申請サービス～

第26回参議院議員通常選挙から出張や旅行、出産などでお住まいの区以外に滞在している方が行う、不在者投票の投票用紙等の請求が、持参または郵送による請求に加え、新たにスマートフォンやパソコン等によるオンラインでの請求ができるようになりました。

【不在者投票とは…】

公(告)示日の翌日から投票日前日までの期間に、滞在先の選挙管理委員会等で投票することができる制度です。

出張や旅行、出産などで滞在している市区町村で行う不在者投票の流れ

次の①・②いずれかの方法により、滞在地(区外)の選挙管理委員会での投票することができます。

①直接または郵便での請求

「請求書(兼宣誓書)」に必要事項を記入し、選挙人名簿に登録されている横浜市各区の選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙等を請求します。

②オンラインでの請求

★NEW★

スマートフォンやパソコンから横浜市電子申請・届出システムにより、投票用紙等を請求します。(マイナンバーカードが必要です)

・投票用紙など一式が滞在先に届きます。

・公(告)示日翌日以降に投票用紙など一式を滞在地の選挙管理委員会にお持ちいただき、投票します。

オンライン請求の概要

1 対象者

投票日または期日前投票期間中に出張や旅行、出産などの理由により、お住まいの区以外に滞在している方

※ 第26回参議院議員通常選挙の有権者
平成16年7月11日までに出生した方で、令和4年3月21日までに横浜市に転入し、
区選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方

2 用意するもの

共通で用意するもの

① マイナンバーカード(署名用電子証明書用暗証番号(6～16文字の半角英数字)設定済のもの)

スマートフォンで申請する場合

パソコンで申請する場合

②スマートフォン向けのアプリのインストール

②パソコン向けアプリのインストール
③ICカードリーダー

3 利用するサービス

横浜市電子申請・届出システム

4 第26回参議院議員通常選挙における受付

6月16日(木)午前8時30分から受付開始

5 注意事項

・オンラインで投票できる制度ではありません。

・不在者投票は、滞在地の選挙管理委員会での投票後、投票用紙等を滞在地の選挙管理委員会からお住まいの区(選挙人名簿登録地)の選挙管理委員会に投票日当日(7月10日(日))までに返送する必要があります。滞在地の選挙管理委員会から郵送の時間も考慮し、お早めの請求をお願いします。



～申請はこちらから～

お問合せ先

選挙管理委員会事務局選挙課長 廣澤 宣幸 Tel 045-671-3333